

現場代理人の兼務要件について

- 1 本工事において、現場代理人が他の工事現場の現場代理人、監理技術者または主任技術者を兼務する場合(以下「現場代理人の兼務」という。)は以下の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められていること。
 - (2) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも東京都発注工事であること。
 - (3) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。
※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
 - (4) 現場代理人が兼務しようとする工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。
※ 島しょ部においては、同一島内であること。
 - (5) 現場代理人が兼務しようとする工事は本工事を含め同時に2件までであること。
 - (6) 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。
※ 連絡員とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態(たとえば事故対応や住民対応など)が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいう。
 - (7) 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
 - (8) 現場代理人と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (9) 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。